

可茂衛生施設利用組合公告第1号

公募型プロポーザルの実施について

次期ごみ処理施設整備に向けた方針整理検討業務の委託事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月26日

可茂衛生施設利用組合
管理者 富田 成輝

1 業務概要

(1) 業務名称

次期ごみ処理施設整備に向けた方針整理検討業務

(2) 業務内容

① 不燃物処理施設及び事務管理棟の延命化・新設の比較検討

② 廃棄物エネルギー利活用の可能性検討

(「次期ごみ処理施設整備に向けた方針整理検討業務委託仕様書」を参照)

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

(4) 委託料の上限額

5,000,000円未満（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は法人とし、次の要件を全て満たす者とする。なお、「6 失格事項」に当該する場合は直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

(1) 法人に関すること

① 本社又は営業所等が、本組合管理者の属する可児市の競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。

② ①の資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの参加を申し込む前に、可児市の競争入札参加資格審査に申請を行うこと。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

④ 公告日以後に本組合から指名停止措置を受けている期間がないこと。

⑤ 公告日以後に可茂衛生施設利用組合が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成26年訓令甲第2号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間

がないこと。

- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
 - ⑧ 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」に登録されていること。
 - ⑨ 過去10年間（平成27年度以降）に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する一部事務組合を含む。）が発注する、循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）を活用する前提のエネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）に係る施設整備基本計画策定業務を受注し、かつ完了した実績を各1件以上有すること。また、それに加えてPFI等導入可能性調査業務を受注し、かつ完了した実績を1件以上有すること。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）
 - ⑩ 本プロポーザルへの参加は、原則単体企業とする。共同企業体は本プロポーザルへ参加することはできない。
- (2) 配置技術者に関すること
- 本業務においては、管理技術者及び担当技術者を1名以上配置するものとする。なお、管理技術者の要件は次のとおりとする。
- ① 管理技術者は、ごみ処理施設の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有する者とし、技術士【総合技術監理部門（廃棄物・資源循環）又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環）】の資格を有する者であること。また、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。なお、主たる会議に出席し、契約の履行に関し、業務を管理及び統括する役割を担うものとする。
 - ② 管理技術者は、過去10年間（平成27年度以降）に、地方公共団体が発注する、循環交付金を活用する前提のエネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）に係る施設整備基本計画策定業務における管理技術者としての実績を各1件以上有すること。（参加表明書の提出時点において業務が完了しているものに限る。）

3 手続き等

- (1) 担当係（問合せ先・提出場所）
- 〒509-0247 岐阜県可児市塩河839番地
可茂衛生施設利用組合 建設推進室建設推進係
TEL：0574-65-4111 FAX：0574-65-3571
E-mail：kensetsusuishin@kamoeisei.jp

(2) 参加表明の手続きに必要な書類の配布

① 配布期間

令和7年5月26日（月）から

② 配布方法

本組合ホームページからダウンロードのみ

専用ページ → <https://www.kamoeisei.jp/info/info-7076/>

(3) 参加表明書等の提出

① 提出期限

令和7年6月9日（月）午後5時まで

② 提出方法

「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」、「レターパック」、「持参」のいずれかの方法により担当係まで提出すること。なお、郵送の場合は、期限までに到着しなかった場合は失格とし、持参の場合は、土、日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

③ 提出書類

㊦ 参加表明書（様式第2号）

㊧ 会社概要調書（様式第3号）

㊨ 会社業務実績調書（様式第4号）

㊩ 管理技術者調書（様式第5号）

㊪ 業務実施体制調書（様式第6号）

㊫ 暴力団排除に係る誓約書（様式第7号）

㊬ 建設コンサルタントの「廃棄物部門」への登録が分かる書類（写し等）

(4) 企画提案書及び見積書の提出

① 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで

② 提出方法

「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」、「レターパック」、「持参」のいずれかの方法により担当係まで提出すること。なお、郵送の場合は、期限までに到着しなかった場合は失格とし、持参の場合は、土、日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

③ 提出書類

㊦ 企画提案書（表紙：様式第8号）

㊧ 見積書（様式第9号）

4 審査

(1) 審査組織の設置

本プロポーザルにおける一次審査及び二次審査並びに優先交渉権者（契約候補者）の決定を行うため、「次期ごみ処理施設整備に向けた方針整理検討業務プロ

ポータル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 一次審査

参加資格及び提出された参加表明書等の確認を行い、確認の結果、参加資格を有する者が5者以上ある場合は、一次審査を行う。

(3) 二次審査

企画提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。

(4) 優先交渉権者の決定

審査委員会において、二次審査の評価結果に基づき、最も評価の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

なお、参加者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

5 契約の締結

(1) 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。

(2) 業務内容については、別紙「仕様書」を基本とし、本プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。なお、交渉の結果、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

(3) 双方の合意によって成立した(2)の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

(4) 契約交渉の結果、合意に至らなかった場合もしくは優先交渉権者が契約締結までの間に「6 失格事項」が判明した場合又は辞退した場合は、次点者を優先交渉権者とする。

(5) 契約締結後においても、「6 失格事項」又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

6 失格事項

本組合又は審査委員会が次のいずれかに該当したと判断した場合は失格とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさない場合

(3) 提出書類に虚偽の内容が記入されている場合

(4) 提出書類の記入すべき事項の全部又は一部が記入されていない場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 審査委員に対する働きかけなどのコンプライアンス上の不適切な行為があった場合

(7) 上記各号に該当するほか、本プロポーザル等の中で著しく信義に反した場合